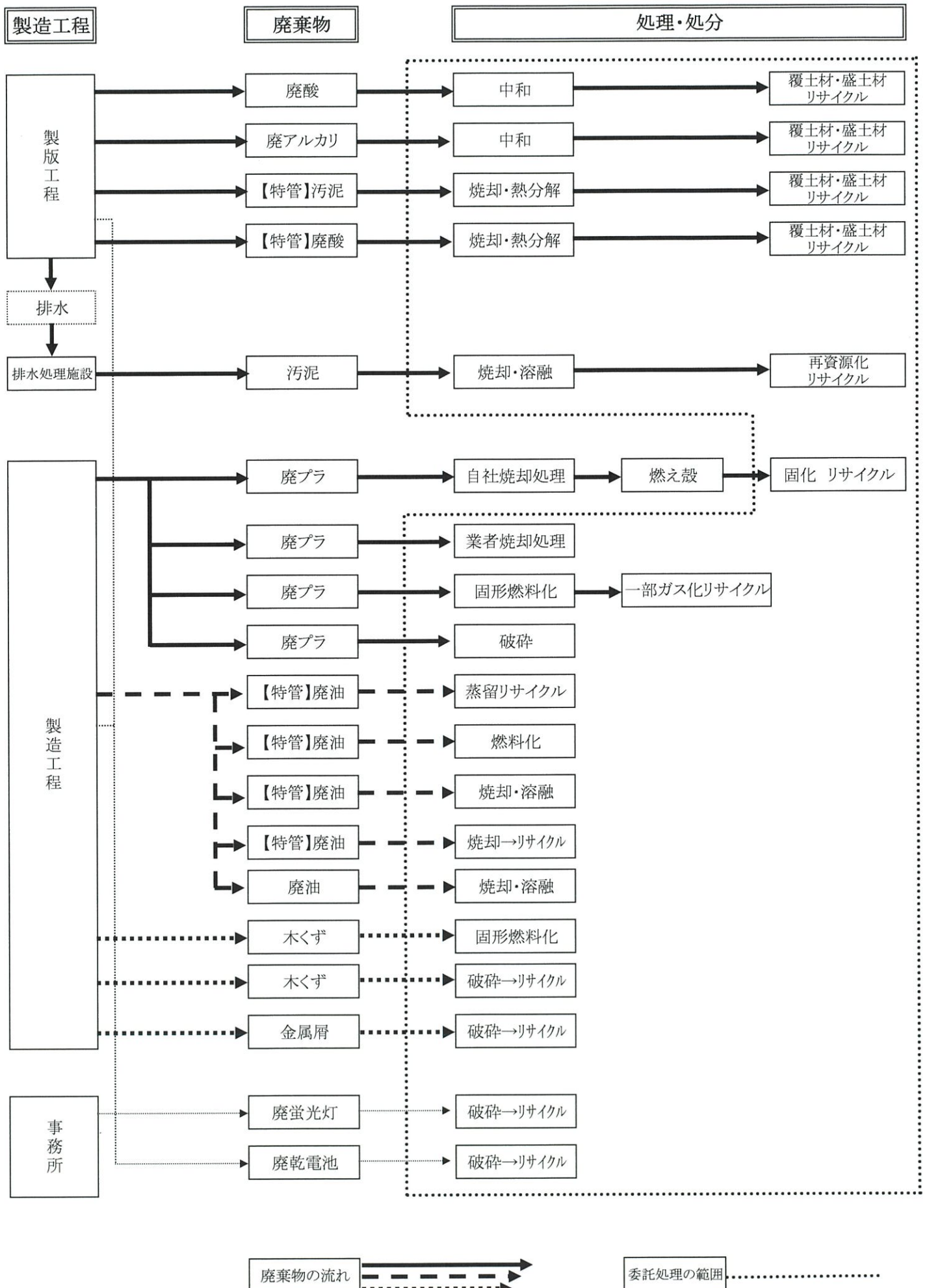


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 25 日	
福島県知事 内堀 雅雄 殿	
	提出者 住 所 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎 字中核工業団地 7 番地 氏 名 株式会社DNPテクノパック泉崎工場 泉崎工場長 清水 悟 電話番号 0248-53-5500
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社DNPテクノパック泉崎工場
事業場の所在地	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字中核工業団地 7 番地
計画期間	令和7年4月～令和8年3月（1年間）
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	印刷業
②事業の規模	資本金 3億円
③従業員数	社外秘
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添（産業廃棄物の一連の処理の工程図）の通り。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の一連の処理の工程図

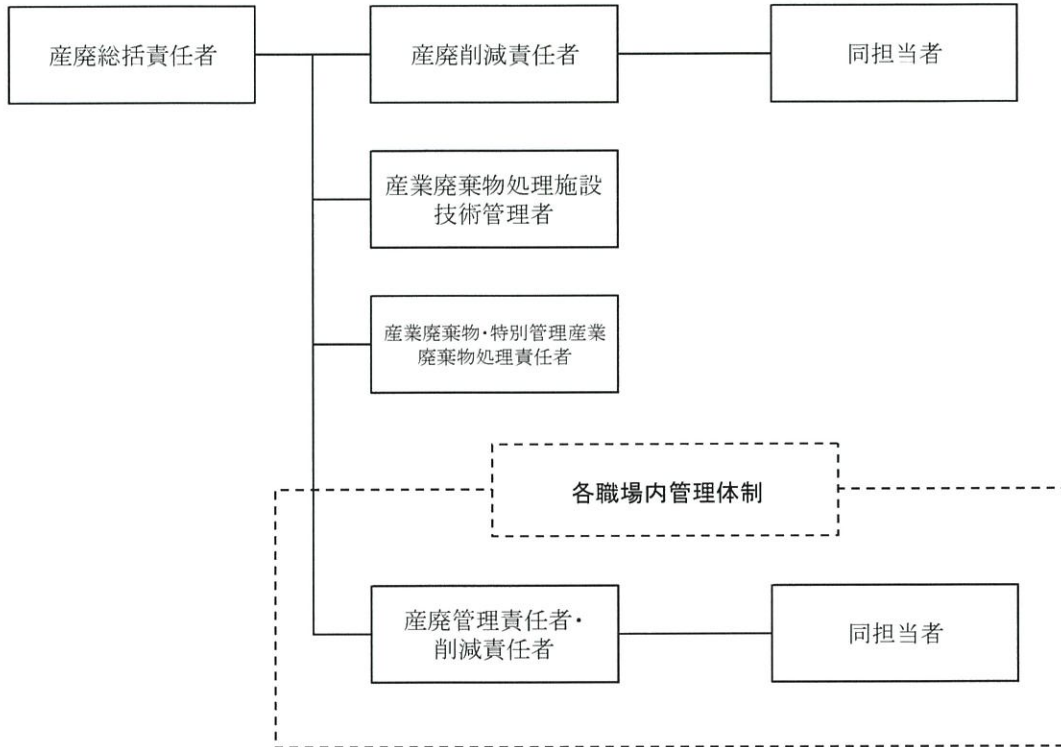


産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理に係る管理体制

(1)組織



(2)職務分担

役割	職務内容
産廃総括責任者	- 工場全体の廃棄物削減の目的・目標の策定 - 工場全体の廃棄物管理規定の策定 - 工場全体の廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
産廃削減責任者	工場全体の産廃削減に関する方針の策定
産廃削減担当者	- 工場全体の産廃削減に関する対策の実施 - 工場全体の廃棄物管理の実施
職場産廃管理責任者	職場内の廃棄物管理の策定
〃 削減責任者	- 職場内の廃棄物削減対策の策定 - 職場内の廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
職場産廃管理担当者	職場内の廃棄物管理の実施
〃 削減担当者	職場内の廃棄物削減対策の実施

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず [※]	汚泥	木くず	金属くず [※]	廃油	廃電気機械器具	その他 混合廃棄物 (廃蛍光灯)	その他 混合廃棄物 (廃乾電池)	その他 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
	排出量	7,990.6 t	76.1 t	42.0 t	329.4 t	23.8 t	6.6 t	4.7 t	0.5 t	0.00 t	1.40 t
	(これまでに実施した取組) ・生産歩留まり向上による不要物発生抑制。 ・廃プラスチック類の有価売却による廃棄物削減活動。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず [※]	汚泥	木くず	金属くず [※]	廃油	廃電気機械器具	その他 混合廃棄物 (廃蛍光灯)	その他 混合廃棄物 (廃乾電池)	その他 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
	排出量	7,591.1 t	72.3 t	39.9 t	312.9 t	22.6 t	6.3 t	4.5 t	0.4 t	0.0 t	1.3 t
	(今後実施する予定の取組) ・令和4年度産業廃棄物排出量の5%削減を目標とする。 ・生産歩留まり向上による不要物発生抑制。 ・廃プラスチック類の有価売却による廃棄物削減活動の継続。										

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、紙くず、汚泥、木くず、金属くず、廃電気機械器具、廃蛍光灯はそれぞれに分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に、廃プラスチック類の分別を推進し廃棄物を削減し、有価物化の拡大を目指す。 ・木パレットの分別により資源循環による再生利用に取り組む。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	木くず	金属くず	廃油	廃電気機械器具	その他 混合廃棄物 (廃蛍光灯)	その他 混合廃棄物 (廃乾電池)	その他 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	木くず	金属くず	廃油	廃電気機械器具	その他 混合廃棄物 (廃蛍光灯)	その他 混合廃棄物 (廃乾電池)	その他 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。										

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。